

平成27年10月30日

(照会先)

給付企画部業務管理室長

蛭子井 信雄

給付管理グループ長

青山 由美

(電話直通 03-5344-1131)

経営企画部広報室

(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

日本年金機構から送付する「平成28年分 年金受給者のための扶養親族等
申告書の手引き」リーフレットについて

1 事象

日本年金機構より、10月下旬から11月上旬までの間に、「平成28年分 公
的年金等の受給者の扶養親族等申告書」(以下「申告書」といいます。(注1))
の手続きが必要となる年金受給者の皆様に、順次送付予定の申告書に同封するリ
ーフレットの説明において「寡婦控除」(注2)の対象者の説明について、一部
誤解を招く表現がございました。

影響のある年金受給者の皆様には、ご迷惑をおかけすることのないよう、改め
てのご案内をお送りいたします。

(注1)「平成28年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」とは、平成28
年中に支払われる老齢年金に課税される所得税及び復興特別所得税の計算を行う
ため、年金受給者(年金額が65歳未満は108万円以上、65歳以上は158万
円以上の方)から12月1日までに提出をいただき、平成28年の年金支払いにか
かる所得控除を行うためのものです。

(注2)「寡婦控除」とは、受給者本人(女性)が夫と死別、もしくは離婚した後婚姻
をしていない方、または夫の生死が明らかでない方が、一定の要件を満たす場合に
受けられる所得控除(1か月あたり22,500円。税額ベースで1,148円)
のことです。

2 記載の内容

今回のリーフレットの記載は、寡婦控除の要件のうち、

- ① 扶養親族である子がいる方について本人の所得要件が500万円超の場合は寡婦控除の対象となるところ、当該要件が漏れていた
- ② 扶養親族（子以外）がいる方について本人の所得要件にかかわらず寡婦控除の対象となるところ、500万円超と記載したものです。

その結果、下表の網かけ部分が寡婦控除の対象とならないと読めることとなるものです。

	本人所得が500万円を超える	本人所得が500万円以下
扶養親族である子がいる	① 記載漏れ（本来は寡婦）	特別寡婦
扶養親族（子以外）がいる	寡婦	② 所得要件について、「要件なし」とすべきところを「500万円超」と記載（本来は寡婦）

（注）扶養親族とは、年金受給者本人と生計を同じくする配偶者以外の親族で、所得のない方または平成28年中の所得の見積額が38万円以下の方をいいます。

3 原因

リーフレットの作成作業において、校正漏れがあったものです。

4 影響

（1）影響のある方

日本年金機構から申告書を送付される受給者の皆様のうち、下記の①～③の全てに該当する方

- ① 女性である年金受給者本人が、夫と死別、もしくは離婚した後婚姻していない方、または夫の生死が明らかでない方
- ② 「扶養親族である子がいる方であって、本人所得が500万円を超える方」または、「扶養親族（子以外）がいる方であって、本人所得が500万円以下の方」
- ③ 年金額が158万円以上である65歳以上の方、又は年金額が108万円以上である65歳未満の方であって、扶養控除38万円など各種控除額を加算した額を超える年金を受給している方

なお、前年も申告書を提出した方については、前年からの申告内容に変更がない場合は、「変更なし」欄のチェックのみで提出していただく様式となっており、この欄にチェックをされた方に影響は発生しません。

(2) 影響額等

正しく寡婦の申告がされなかった場合は、寡婦控除が適用されないため、年金から源泉徴収（天引き）する税の過徴収（年金の未払い）が来年2月の定期支払時に発生します。

過徴収の額は、約1,150円/月×2か月分＝約2,300円/人となります。

影響件数については、申告書が提出されていない段階で対象者を特定することは困難ですが、前年の申告を勘案すると約500件程度が想定されます。

5 対応

(1) ホームページ等による周知、説明

日本年金機構ホームページで、お客様あて、記載内容を掲載し、正しく申告をしていただけるよう周知します。

ご不明の点があれば、「ねんきんダイヤル」(0570-05-1165 *050 から始まる電話でおかけになる場合は、03-6700-1165) 又は最寄りの年金事務所へお問い合わせください。

(2) 再度ご確認をいただきたい方への対応

適切に寡婦控除が適用されるよう日本年金機構において、正しく申告されていない可能性がある方(※)を対象に平成27年12月下旬以降、申告内容のご確認をお願いするご案内をお送りする予定です。

ご確認いただいた結果、修正の申告書を平成28年1月12日までに提出された場合は、平成28年2月の定期支払での税の過徴収（年金の未払い）は発生しません。

また、修正の申告書が平成28年1月12日までに間に合わなかった場合は、平成28年3月以降の年金支払時に税の過徴収（年金の未払い）分について確実に調整することとしておりますので、ご安心いただきますようお願いいたします。

※ 配偶者以外の扶養親族がいる女性の方で、特別寡婦控除又は寡婦控除の申告をされていない方

以上

「平成28年分 年金受給者のための扶養親族等申告書の手引き」

リーフレットにおける表現

(正しい記載)

かふ とくべつかふ かふ 寡婦・特別寡婦・寡夫とは		所得税法上の「寡婦」、「特別寡婦」、「寡夫」とは、受給者本人が、夫や妻と死別、もしくは離婚した後に婚姻をしていない方、または夫や妻の生死が明らかでない方が以下の要件に該当する方をいいます。		
本人の性別	扶養親族等の要件	死別・離婚・生死不明の別	本人の所得要件	区分
女性	扶養親族である子がいる	離婚・死別・生死不明	500万円以下	特別寡婦に該当
	扶養親族(子以外)がいる	離婚・死別・生死不明	500万円超	寡婦に該当
	所得の見積額が38万円以下の生計を一にする子(※3)がいる	離婚・死別・生死不明	要件なし	
	扶養親族や生計を一にする子がない	死別・生死不明	500万円以下	寡夫に該当
男性	所得の見積額が38万円以下の生計を一にする子(※3)がいる	離婚・死別・生死不明	500万円以下	

※3 子は、他の者の控除対象配偶者または扶養親族とされていない者に限られます。

⑤ ページ

扶養親族である子がいる場合の本人の所得要件・・・500万円超（寡婦に該当）

扶養親族（子以外）がいる場合の本人の所得要件・・・要件なし（寡婦に該当）

(作成したリーフレットの表現)

かふ とくべつかふ かふ 寡婦・特別寡婦・寡夫とは		所得税法上の「寡婦」、「特別寡婦」、「寡夫」とは、受給者本人が、夫や妻と死別、もしくは離婚した後に婚姻をしていない方、または夫や妻の生死が明らかでない方が以下の要件に該当する方をいいます。		
本人の性別	扶養親族等の要件	死別・離婚・生死不明の別	本人の所得要件	区分
女性	扶養親族である子がいる	離婚・死別・生死不明	500万円以下	特別寡婦に該当
	扶養親族(子以外)がいる		500万円超	寡婦に該当
	所得の見積額が38万円以下の生計を一にする子(※3)がいる	死別・生死不明	要件なし	
	扶養親族や生計を一にする子がない		500万円以下	寡夫に該当
男性	所得の見積額が38万円以下の生計を一にする子(※3)がいる	離婚・死別・生死不明	500万円以下	

※3 子は、他の者の控除対象配偶者または扶養親族とされていない者に限られます。

扶養親族である子がいる場合、
「500万円超 寡婦に該当」
の記載が漏れている。

扶養親族(子以外)がいる場合、
「要件なし」が正しい

⑤ ページ

「扶養親族である子がいる場合の本人の所得要件・・・500万円超（寡婦に該当）」の漏れ

「扶養親族（子以外）がいる場合の本人の所得要件・・・500万円超（寡婦に該当）」と記載

○「平成28年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」とは

平成28年中に支払われる老齢年金に課税される所得税および復興特別所得税の計算を行うため、年金受給者（年金額が65歳未満108万円以上、65歳以上158万円以上の方）から12月1日までに提出をいただき、平成28年の年金支払にかかる所得控除を行なうためのものです。

○「寡婦控除」、「特別寡婦控除」とは

受給者本人（女性）が、夫と死別、もしくは離婚した後婚姻をしていない方、または夫の生死が明らかでない方が、一定の要件（表のとおり）の場合、受けられる所得控除です。

1か月あたりの控除額は、寡婦控除の場合は22,500円、特別寡婦控除の場合は30,000円です。